

仙台市国民保護計画の変更について

1 仙台市国民保護計画の概要と経過

仙台市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）の規定により、我が国に対する外部からの武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、宮城県国民保護計画に基づき、国民の保護のために本市が行う措置等に関し必要な事項を定めたもので、平成 19 年 2 月に作成した。

平成 29 年 2 月には、国の国民保護に関する基本指針及び宮城県国民保護計画の変更を反映するとともに、時点修正等のため計画を変更している。

その後、平成 29 年 12 月に国の基本指針が変更され、宮城県国民保護計画が平成 30 年 6 月に変更されたこと、令和 3 年 4 月に本市の組織改正が行われたことから、これらを反映した変更を行うものである。

2 変更の概要

今回想定している主な変更事項は①国の指針および県の計画の変更によるもの、②時点修正（組織改正を含む）によるものであり、概ね以下のとおり。

	変更事項	根拠	内容
1	弾道ミサイル発射時の対応等を追加	基本指針 H29.12 変更 県計画 H30.6 変更	全国瞬時警報システム（J - ALERT）による情報伝達、弾道ミサイル落下時の行動等についての周知に努めることを明記。
2	避難施設の指定に係る事項を追加	基本指針 H29.12 変更 県計画 H30.6 変更	地下施設の指定についての配慮、避難施設の収容人数の把握することを明記。
3	訓練にあたっての留意事項を追加	基本指針 H29.12 変更 県計画 H30.6 変更	広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等訓練内容を例示して明記。
4	時点修正、文言整理	—	統計数値や組織名称等の更新、文章表現等の文言整理など。